

ふるさと納税制度における地域資源等の認定について

I ふるさと納税制度の概要

1 ふるさと納税の対象となる地方団体の基準（地方税法第 37 条の 2、第 314 条の 7）

- | | | |
|-------|---------------------|---|
| 【基準①】 | ふるさと納税の募集を適正に実施すること | } 3つの基準全てに適合すると
して総務大臣に指定された
団体のみが対象となる |
| 【基準②】 | 返礼品は返礼割合 3 割以下とすること | |
| 【基準③】 | 返礼品は地場産品とすること | |

2 地場産品基準（総務省告示（平成 31 年総務省告示第 179 号）第 5 条）

地場産品：・地場産品基準（総務省告示第 5 条各号・4 頁参照）のいずれかに該当するもの
 ・各市区町村の区域単位（第 5 条第 1～7 号）以外に、
より広い区域を単位とすることができる（第 5 条第 8 号イ、ロ、ハ）

<原則>

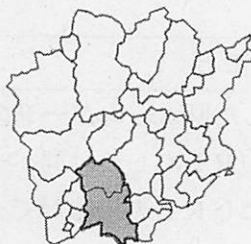
単一の市区町村域



<発展型①>

（第 5 条第 8 号イ）

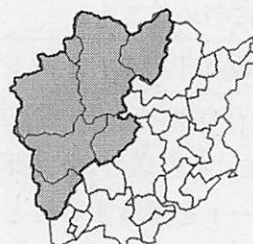
近隣の複数市区町村が共通の返礼品等を取扱い



<発展型②>

（第 5 条第 8 号ロ）

県が音頭を取って県内市区町村と連携し、共通の返礼品等を取扱い



図は、一部市区町村と連携する場合

<発展型③>

（第 5 条第 8 号ハ）

県が地域資源として相当程度認識されているものと認定したものを、市区町村がそれぞれ返礼品として取扱い



図は、県全域で認定する場合



本県全域で認定した場合の効果
 →県内全市町において、取扱い可

II 本県における地域資源等の認定について

1 認定の趣旨

総務省告示（平成31年総務省告示第179号）第5条第8号ハに基づく今回の認定は、返礼品として提供する地場産品が豊富ではない市町も含め、県内市町におけるふるさと納税制度の活用を推進を図るとともに、新たな需要の開拓や地域ブランド力の向上等、当該地場産品の振興に資することを目的とする。

また、各市町からの提案をもとに、「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例」に基づき策定された「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本的な指針」が対象とする近江の地場産品の内容を踏まえつつ、各地場産品の庁内関係所属および関係団体の意見聴取を行ったうえで、全国的な認知度等を勘案し、認定するものである。

2 認定内容

(1) 地域資源

近江牛、ふなずし、湖魚の加工食品（ふなずしを除く）

(2) 市町の区域

県内全市町

(3) 認定日

令和3年4月1日

3 運用ルール

(1) 市町が2(1)の地域資源を返礼品として提供する場合は、以下の点を全て遵守することとする。

近江牛	ア 地理的表示保護制度（G I 制度）における登録産品である近江牛の精肉を提供すること
	イ 当該市町内の事業者から調達することに努めること
	ウ 返礼品送付時に地理的表示（近江牛）および地理的標章（G I マーク）が付された書類の同封に努めること
	エ 返礼品送付時に近江牛の紹介チラシを同封すること
	オ 寄附金の募集を行うサイト上に近江牛を紹介した県ホームページのURLを掲載し、返礼品送付時の送付文には同ページのURLもしくは同ページにリンクされたQRコードを掲載すること（サイト上にURLの掲載ができない場合は、送付文への記載のみで可とする）
	カ 毎年開催される近江牛についての研修会に職員を参加させること
ふなずし	ア 琵琶湖産のニゴロブナを原材料としたふなずしを提供すること
	イ 滋賀県内で加工されたふなずしを提供すること

	ウ 平成 19 年 1 月 19 日付け琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 1 号の内容を認識した上で提供すること
	エ 寄附金の募集を行うサイト上に加工事業者の名称および事業者の所在する市町名を掲載すること
	オ 寄附金の募集を行うサイト上にふなずしを紹介した県ホームページの URL を掲載し、返礼品送付時の送付文には同ページの URL もしくは同ページにリンクされた QR コードを掲載すること（サイト上に URL の掲載ができない場合は、送付文への記載のみで可とする）
湖魚の加工食品 （ふなずしを除く）	ア 琵琶湖産の魚介類を使用した加工食品を提供すること
	イ 滋賀県内で加工された食品を提供すること
	ウ 寄附金の募集を行うサイト上に加工事業者の名称および事業者の所在する市町名を掲載すること
	エ 寄附金の募集を行うサイト上に湖魚料理を紹介した県ホームページの URL を掲載し、返礼品送付時の送付文には同ページの URL もしくは同ページにリンクされた QR コードを掲載すること（サイト上に URL の掲載ができない場合は、送付文への記載のみで可とする）

- (2) 県は、2 (1) の地域資源を返礼品として提供しようとする市町に対して、事前にその旨の報告を求めるとともに、当該市町における提供条件の遵守状況を毎年確認する。

また、県は、近江牛について、地域資源として認定後、2 年間を経過期間として地場産品の振興の観点から効果を検証する。

【参考】平成31年総務省告示第179号（抜粋）

第五条 法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの（当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。）であることとする。

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。